

仙高裁総第401号

令和5年5月19日

山 中 理 司 様

仙台高等裁判所長官 森

純 子



司法行政文書不開示通知書

5月3日付け（同月9日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

仙台高裁管内の地家裁本庁及び支部の管轄を地図で表したもの（裁判所データブックは除く。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。